

(今回の授業の最初は、前回の「公共事業」の積み残しを講義しますので、前回の講義ノートを持参してください。)

社会保障(Social Protection)の法源

- ILO102号条約(社会保障の最低基準に関する条約)

給付の内容と水準を定める

傷病給付, 失業給付, 老齢給付

- ILO121号条約(業務災害の場合における給付に関する条約)

業務災害給付

- 憲法25条

「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

公的扶助(生活保護)

社会保険(医療保険, 介護保険, 年金保険, 労災保険, 雇用保険)

児童手当

社会福祉

年金の仕組み

1階部分 基礎年金

2階部分 被用者年金

3階部分 企業年金(厚生年金基金, 適格退職年金等)

被保険者(国民皆年金)

第1号 自営業者等(国民年金)

第2号 民間サラリーマン・公務員等(厚生年金・共済組合)

第3号 第2号被保険者の被扶養配偶者(国民年金)

年金はいくらもらえるか？（厚生年金・2000年改正制度）

支給開始年齢 65歳

25年以上加入（最大50年，20歳から69歳まで）

老齢基礎年金

満額（804,200円／年）×保険料納付期間／加入可能期間

老齢厚生年金

平均報酬月額×給付乗率（7.125/1000）×加入期間

保険料

国民年金 月額13,000円（全額免除，半額免除）

厚生年金 月給の17.35%，ボーナスの1%（労使折半）

（Quiz 17.35%を全額使用者負担にした場合と全額労働者負担にした場合とで何が違うか？）

年金の財政方式

（完全）積立方式

保険料拠出をすべて積み立てて，運用益とともに年金給付に当てる

賦課方式

現役世代の保険料拠出を同時点の退職者の年金給付にする

平準保険料

積立方式のもとで，積立期間で保険料を一定にするよう設定

段階保険料

積立方式のもとで，積立期間で保険料を段階的に引き上げる（初期には積立金不足）

掛金建て（確定拠出）

保険料が先に決められ，給付は運用成績に依存する

給付建て（確定給付）

給付が先に決められ，保険料＋運用益で賄えない部分は保険者が負担する

積立方式と賦課方式のどちらが有利か？

内部収益率を比較する

2期間モデル(1期に保険料拠出, 2期に年金受給)

[積立方式の場合]

X円を拠出, 金利を r とすると, 給付は $(1+r)X$

内部収益率は r (もし r が確率的なら運用リスクがある)

[賦課方式の場合]

X円を拠出, 経済成長率を n とすると, 給付は $(1+n)X$

内部収益率は n (もし n が確率的なら成長・人口リスクがある)

- 高成長・低金利なら賦課方式が有利, 低成長・高金利なら積立方式が有利
- r, n にリスクがあれば両方式をバランスよくもつことでリスク分散が図れる

厚生年金の歴史

1942年 労働者年金保険制度の創設(44年に厚生年金保険へ改称)

平準保険料 6.4%

1948年改正 保険料率を9.4%から3%に引き下げ

1954年改正(新厚生年金制度)

養老年金を定額部分と報酬比例部分の2階建て

支給開始年齢を55歳から60歳に段階的に引き上げ

将来の保険料率を段階的に引き上げ(段階保険料)

1973年改正(福祉元年)

給付水準は直近の男子月収の60%

物価スライド, 賃金スライドの導入

保険料7.6%, 最終保険料19.6%

1985年改正

基礎年金の導入(65歳支給開始)

給付乗率を10/1000から7.5/1000に引き下げ(加入期間の長期化に対応)

保険料12.4%, 最終保険料28.9%

1990年改正

保険料14.3%, 最終保険料31.5%

1994年改正

定額部分の支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げ

賃金スライドを可処分所得スライドへ

保険料16.5% (96年に17.35%), 最終保険料29.8%

2000年改正

報酬比例部分の支給開始年齢を65歳へ段階的に引き上げ

給付乗率を7.5/100から7.125/1000に引き下げ

賃金スライドを停止

(2004年までに基礎年金給付の国庫負担割合を1/2へ引き上げ)

保険料据え置き, 最終保険料25.4% (総報酬ベースで19.8%)

2004年改正

新人口推計・現行制度のもとで, 最終保険料22.4% (総報酬ベース)

?

厚生年金の給付債務(1999年度末, 国庫負担割合1/2)

過去期間に対応する給付債務	720兆円
積立金	170兆円
国庫負担	130兆円
将来の保険料引き上げ(6.3%分)	420兆円
将来期間に対応する給付債務	1,420兆円
国庫負担	270兆円
将来の保険料引き上げ(0.8%分)	50兆円
保険料(17.35%分)	1,110兆円

今後の保険料引き上げの8割強は過去のツケ払いに向けられる。

将来の保険料を引き下げるとすれば, 将来期間にかかる給付を引き下げざるを得ない(「なし崩しの民营化」)。

公的年金制度に関する考え方（第2版）

平成 13 年 9 月
厚生労働省年金局

第 1 公的年金制度に対する基本認識

公的年金は、将来の経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後の収入確保を約束できる唯一のもの

公的年金の必要性

【 要 点 】

1. 生涯を安心して暮らすためには、やがて必ず訪れる老後において、現役時代と大きく変わらない生活のできる収入が確保されていることが必要。
2. このような収入を確保する上で、我々は、3つのリスク（不確定要因）に直面。
老後の余命期間は予測不可能。
現役時代から老後までの長い期間に起こるであろう賃金や物価の上昇などの経済社会変動は、大きく、かつ予測不可能。
さらに、老後を迎える前に、障害を負う可能性、死亡して遺族が残される可能性も皆無ではない。
3. このようリスクがある中で、老後の生活に必要な収入を、個人レベルで確実に確保することは困難。
貯蓄：自らの寿命や今後の経済社会変動が予測不可能な中で、老後に必要となる貯蓄額をあらかじめ見通し、貯蓄だけで確実に対応することは通常無理。
子供からの扶養：親子の扶養関係が変化する中で、年功制を薄めた賃金体系の導入、少子化の進展等を受け、親を扶養する場合の子供一人当たりの負担は大きくなっており、これに依存し続けることは困難。
4. 社会全体での世代間扶養を個々人の自助努力の下で行う仕組みをとっている公的年金だけが、将来の経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後の収入確保を約束できる。

公的年金の役割

【 要 点 】

1. 公的年金は、世代間扶養の考え方を基本においた社会保険方式を採っている。

世代間扶養：あらかじめ見通すことのできない長い期間に生ずるであろう賃金や物価の上昇などの経済社会の不確実な変化に対応するための、世代を超えた支え合いの考え方。

社会保険：社会全体が連帯し、国民一人一人が保険料を納めるという自助努力を果たしながら、互いに支え合う仕組み。

2. 社会全体での世代間扶養の仕組みに保険料納付という自助努力を組み合わせることが老後の生活を確実に保障できる唯一の仕組み

公的年金は、「現在の現役世代が自助努力によって支払う保険料により現在の高齢者の年金給付を支え、現在の現役世代が将来高齢者となった時には、個々人の現役時代の保険料納付の実績、すなわちかつて高齢者の年金給付に対して個々人が行った貢献の度合いに応じて、次の世代の支払う保険料によって年金給付を受けるということを順繰りに行う」という考え方を基本として組み立てられている。

これは、社会全体での世代間扶養という考え方に、国民一人一人の老後に向けての自助努力という考え方を組み合わせた仕組みである。この仕組みは世界の主要国でもほぼ例外なく採用されており、長期間の賃金や物価の上昇などの社会経済変動に対応し、広く国民の老後の生活を確実に保障できる唯一の仕組みであることを是非ともすべての国民にご理解いただく必要がある。

3. 加入が任意に委ねられている個人年金には、給付が賃金や物価にスライドして改定される仕組みをとっていないものはない。

どのように将来の経済社会が変化しようとも、賃金や物価にスライドし、その社会で従前の生活と大きく変わらない生活のできる収入を確保できる世代間扶養を基本とした社会保険の仕組みは、入るか入らないかを個人の任意に委ねることでは成り立たない。

4. このため、国民一人一人が、社会全体での世代間扶養を保険料納付という自助努力の下で行う仕組みの重要性を正しく認識し、この仕組みを守り育てていくことが必要。

なぜ公的年金が必要か？
個人の貯蓄ではなぜ不十分か？

価値財(貯蓄不足は取り返しがつかない)
逆選択(私的年金市場が成立しない)

終身年金(生存している限り給付が受けられる。老後の生活資金に適している)は、長く生きられると思う人ほど加入したが、保険会社が期待寿命を識別して細かく保険料を設定できない場合、長く生きられないと思う人は保険料を高く感じ、加入しなくなる。

モラルハザード(生活保護を当てにして貯蓄しない)

これらの理由は、老後のための強制貯蓄を正当化している。
公的年金は強制貯蓄を実現するひとつの手段であるが、唯一の手段ではない。
運用民営化(自賠償方式)でも強制貯蓄を実現できる。